

要綱の改定について

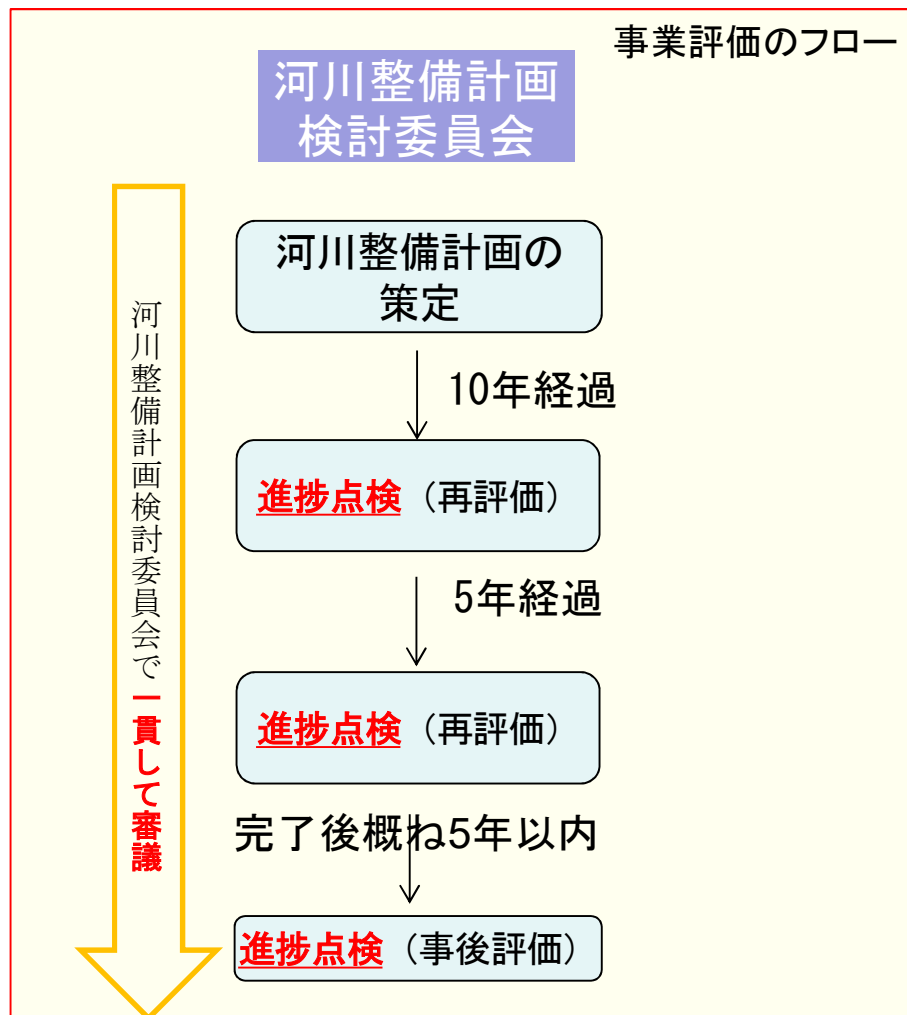
平成31年3月4日

京 都 府

要綱の改定について

今回の改定

河川整備計画検討委員会に、再評価及び事後評価に当たる「**進捗点検**」に係る審査機能を追加



鴨川フォローアップ委員会要綱（案）

（目的）

第1条 鴨川河川整備計画及び「千年の都・鴨川清流プラン」等に基づき、鴨川の整備を進めるに当たり、専門家から意見を聴くため、及び進捗点検を行うため、鴨川フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（委員）

第2条 委員会の委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者9名とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（任期）

第3条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第4条 委員会は、委員の互選により選出された委員長が進行する。

2 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。